

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 労働協約と経営協議会

第五節 展望

一九五一年の協約と経営協議会をめぐる労資の情勢は、一言にしていうならば、資本に有利な協約の増加とそれに対する労組の統一闘争による反撃の台頭であり、かつ、組織労働者の過半数が依然無協約状態にあること、である。そして、このような情勢は、朝鮮戦争第二年という特殊な政治、経済の動きを背景として生れたものである。したがって、われわれが右各節のような分析の上に立って、これからの展望を考えるに当っては、協約の生れてくる土台をつくっている政治、経済の見とおしを立てねばならない。しかし、また以上の分析の中から、その動きをトすることも可能である。まずわれわれは、この後者について、ここで考えてみよう。

資本に有利な協約の増加は、反面では約半分の無協約状態があることを考慮に入れて、これを評価しなければならない。第二四二表のIIにあきらかなように、無協約状態の原因は、一つには「協約について研究する余裕がない」労資の存在によって起っていること、二つには「組合の総意が協約締結まで結集していないこと」から、三つには、労資双方とも「相手方が強硬だから」締結に至らず、無協約状態がつずいていることがあきらかである。一は、今日の変則的な戦時体勢の下で労資ともに山積する問題に追われて、協約どころではないという事態にあること、即ち、不況にさらされて明日の経営状態を俄かに予測しがたい経営者と、それに影響されながら、不況のシワ寄せによる火の子を振り払うに懸命な労働者は、「問題が起ったらその都度結ぼう」という点で一致して、包括的労働協約の締結には手を出さないでいることを示している。二は、組合の主体的な力が、そのような情勢をふきぬけてその要求を貫徹するほどに強くないことを示している。主体的に「協約には関心がない」から、協約締結の闘いに起ち上らず、「組合無用論」さえもひきおこしている労働者があることである。経営者にとって、最も組し易い層である。組合が協約をかちとろうという意欲さえもないとき、経営者が、いくら有利な協約をかちとれるとしても、締結のための努力をするのは、ただ「統一的労務管理」の必要が就業規則を以ては達し切れなれないと思われるときにのみ考えられる。それは、一般に「社会的総資本」とよばれる権力者が、個々の資本の要求を振り切ってその意思を貫徹しようとするときに、上からの「労働協約」が登場する。例えば、奈良県地方労働委員会が「労働協約の地域的拘束力の宣言」(組合法第一八条)を昨年五月行い、今年も北海道地労委その他二、三の同種の例がおきているが、その理由は、「(その)使用者の大部分は昨年夏から本年初頭にかけて事業不振により事業所閉鎖或いは人員整理を行い、最近漸く再開したが労働条件も安定の域に達していない……」、「又労働協約拡張適用を受ける事業場には一〇名以内の労働者が使用されている関係上、労働基準法による就業規則の制定もない」、「従ってこれら少数の労働者にも労働協約の拡張適用を行い、労働協約よりも低い労働条件で雇用契約が結ばれる事を防止するのは当然の事である」(奈良地労委裁定理由)からである。すなわち、このような要求が起らないかぎり、組合の力のな

いところに労働協約は生れず、経営者の恣意の下に無協約状態がつづくわけである。三は、労資の激しい闘いのなかに妥協の生れないために、無協約が続いていることを示している。その衝突する事項は、前掲労資の方針の喰ちがうところと全く同一であることが第二四二表のⅢにあきらかである。之を要するに、資本に有利な協約の増加の反面に存在する無協約状態は、単一の理由ではなく、闘わずして屈服する組合と、闘っている組合と、闘いざる労資の存在の三つの理由によるものであって、その打開は、これらの理由そのものを払拭することによってのみ可能なことがあきらかである。また反面で、資本に有利な協約の増加は、これら三者の複雑な動きの中で多分に戦時下の「統一的労務の樹立」という資本の要請がイニシアチブをとって生れでたものであって、その限りにおいて、資本の勝利であるが、その勝利の基礎は未だコンクリートなものではないのである。すなわち、資本は勝利の一步を形成することはできたが、その一步は、不安定な埋立地の上に印せられたものである。

他方、台頭しつつある労組の統一協約闘争の方針は「協約闘争を大衆闘争の土台の上に」という観点をとって企画されているが、その観点が協約史上見のがせない特徴をもつこと前述の如くとして、労組の半数をとにかくも資本の指導下におかれての反撃であることを見のがしてはならない。それは「組合無用論」をも含めての反撃闘争とならないかぎり、資本の優位をくつがえすことはできないであろう。そして、その意味での「大衆闘争との結合」がとりあげられなくてはならないのである。資本の方針に反対して闘っている組合が存在し、それが新しい統一闘争形式をもって武装していること、資本家階級の基礎の脆弱であることなどは、組合側にとって利益な点であるが、統一闘争の環は、文字どおり、大衆闘争をどのように統一するか、ということにかかっているわけである。前掲第四節に明かなように、この年の労働協約の締結された日(カッコ内に表示)は個々別々である。逆説的にいうならば、そのように個別的に闘われたがために、資本に屈服することとなったとも云うことができるわけであるが、このギャップ——現実の闘争は個別的に闘われたのに反し、統一的な闘争をつくらうとする——はどのように埋め合せられるのであろうか。労組の統一協約闘争の基礎も亦、それほど堅固なものではないことを認めねばならない。

労資夫々の体勢は以上のように評価されるが、その上に立っての展望は、いずれの勝利とも予想のつかないなかに、双方の新たなる闘いが始まっているということになるのではあるまいか。その焦点は前述の「無協約状態の三つの理由」をだれがどのように解決するか、その結果、今年の労働協約の傾向がどのように変化するか、というところにある。労資の闘争において、労組が不利な受身の形にあり資本家階級は有利に、しかも脆弱な基盤にあるとき、あらわれてくる労働者階級に対する支配の形は、ファシズムである。一九五一年秋に表面化し、五二年にその成立をもちこまれた各種の「治安立法」とその一環である「労働法規改正」の方向もまた同じであることも、併せて注目してよいことではあるまいか。このように考えるならば、協約と経営協議会の闘争も、ファシズム下のそれになるか否かの問題として、前述の焦点をめぐって変転することになろう。この年に締結された協約の中にもそれはきわめて端緒的なものであるが、「階級闘争の克服」という構想で生れたものがあることは、われわれの指摘したところである。ただ未だ現実性をもたない「可能性」として横たわっているわけである。

「戦後型」協約から、「無協約状態」へ、そして「戦時型」協約の進展のなかに、不安定な発展ではあるが、それはさらに、ファシズム下の金融資本に忠実を誓う労働協約となるかどうかの問題をはらんで、一九五二年の労働協約は、生れようとしているのである。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
